

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年 1月19日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都東大和市3-922-14

東大和市商工会

会長 高橋

章



東京都東大和市中心3-930

東大和市

市長 和地 仁美



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：

田頭 寿晃、古川 貴章

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
1	現状
(1)	地域の災害リスク
①	震災（東大和市地域防災計画） 東京都は、被害想定の見直しを行い、令和4年5月に首都直下地震等による東京の被害想定を公表するとともに、令和5年に「東京都地域防災計画」の修正を行った。 また、マイ・タイムラインの普及、一時滞在施設等における情報インフラの整備、防災アプリの改良、防災学習セミナーの開催など首都の防災力強化を加速し、新たな減災目標として、令和12年度までに首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させることを掲げている。 東大和市も、これらを踏まえ、東大和市地域防災計画を策定し、東京都が想定した地域防災計画の前提となる首都直下地震のうち、大きな被害をもたらし、かつ発生確率が高い「多摩東部直下地震(マグニチュード7.3)」を想定した対策に取り組むこととした。全壊・焼失棟数が253棟、死者20人、負傷者324人程度にのぼると予測されている。(冬の夕方、風速8m/秒の場合。)
②	風水害（東大和市地域防災計画） 東京都等では、河川や下水道の整備水準を大きく上回る想定最大規模の大雨が降った場合を想定し、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じていただく目的で浸水予想区域図を作成している。 これは、柳瀬川流域(柳瀬川、空堀川、奈良橋川)及び黒目川流域(黒目川、落合川)で時間最大雨量156mm、総雨量657mm、石神井川及び白子川の流域で時間最大雨量153mm、総雨量690mmの降雨が発生した際に予想される浸水深と浸水箇所を示したものである。 東大和市では東大和市浸水・土砂災害ハザードマップを作成し、市内には洪水時に浸水が想定される浸水予想区域があり、最大で5m未満の浸水が予測される地区があることを示している。 また、東京都により「土砂災害警戒区域」が54か所(うち「土砂災害特別警戒区域」が50か所)指定されており、東大和市浸水・土砂災害ハザードマップは、大雨や台風によって、河川の氾濫、下水道の溢水等による内水被害及び土砂災害が発生した場合に予想される影響範囲とその程度、避難所等を示した地図となっている。
③	感染症 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 : 2, 171人

・小規模事業者数 : 1, 615人

産業大分類 項目	団体名	東大和市商工会	
		商工業者数	小規模事業者数
A 農業, 林業		2	2
B 漁業		0	0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業		0	0
D 建設業		365	363
E 製造業		105	91
F 電気・ガス・熱供給・水道業		1	0
G 情報通信業		18	14
H 運輸業, 郵便業		43	26
I 卸売業, 小売業		490	287
J 金融業, 保険業		20	13
K 不動産業, 物品賃貸業		176	175
L 学術研究, 専門・技術サービス業		108	90
M 宿泊業, 飲食サービス業		271	170
N 生活関連サービス業, 娯楽業		214	188
O 教育, 学習支援業		103	69
P 医療, 福祉		151	64
Q 複合サービス事業		11	3
R サービス業 (他に分類されないもの)		93	60
合 計		2, 171	1, 615

(令和3年経済センサス-活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・東大和市地域防災計画の策定
- ・東大和市防災会議の実施
- ・東大和市浸水・土砂災害ハザードマップの作成、更新
- ・東大和市防災マップの作成、更新
- ・地域防災訓練、水防訓練、総合防災訓練等の実施
- ・防災備蓄の整備
- ・防災資器材の管理
- ・日常生活の中での防災インフラ整備(災害対応型自動販売機、避難所にWi-Fi、市内主要施設に発電機を配置)
- ・防災行政無線スピーカー(53ヶ所)、メール配信、市ホームページ、X、Facebook等のSNS、Jアラート(全国瞬時警報システム)との連携による防災情報発信の充実

② 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・東大和市と商工会建設業部会との災害時における応急対策等の協力に関する協定の締結
- ・東大和市が実施する防災訓練への参加、協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を東大和市、東京都商工会連合会へ報告

2 課題

現状において、当会の緊急時の取組みについては、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性に関する具体的な体制やマニュアルが整備されていないのが実態である。

また、6名の正規職員がいるものの本市在住者は1名もおらず、出勤時ではない場合の即時対応に課題がある。加えて、平時・緊急時対応のノウハウをもった人員が十分でない。さらには、保険・共済に関する指導・助言を迅速、的確に行える当会経営指導員等職員が不足しているといった点も浮き彫りになっている。

感染症対策においては、地区内小規模事業者等に対し、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない規程の策定、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが求められる。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告のルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会での役割分担・体制を整備し、当市の協力も得ながら以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

令和4年3月に締結した「災害時における応急対策等の協力に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導、窓口指導時等にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険・生命保険・傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに感わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 東大和市商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和7年12月に事業継続計画を作成(別添)

③ 関係団体等との連携

- ・東京都商工会連合会、損害保険会社などから事業継続計画策定に精通した専門家等の情報を収集し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・生命保険・傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいことから、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険、傷害保険、感染症特約付休業補償など)の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者等の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談指導時に確認する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7、震度5強の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
その上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を把握し、当会と当市で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、東大和市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
また、豪雨等による被害が発生した場合、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況であると判断した場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

○大規模な被害がある

- ・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・ 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
- ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

○被害がある

- ・ 地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・ 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

○ほぼ被害はない

- ・ 目立った被害の情報がない。

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～ : 速やかに情報を共有する

発災後～1週間 : 1日に1回以上共有する

2週間～1ヶ月 : 新たな事象が判明した時点で共有する

1ヶ月以降 : 適時共有する

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には、別紙様式「東大和市商工会、東大和市発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて、当会又は当市より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。

④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、東大和市と相談する。
(当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、東京都、当市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受けるまたはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

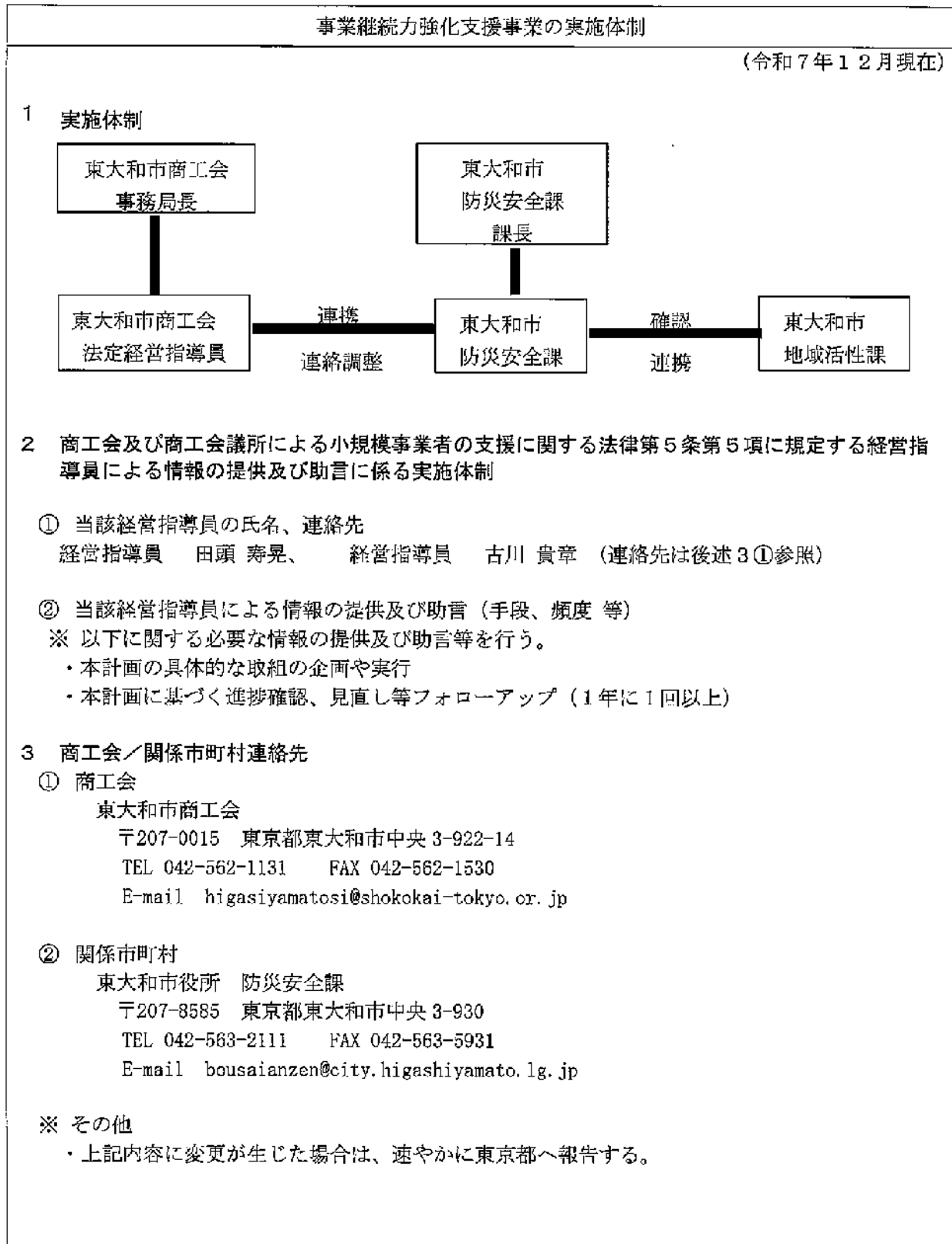
- ・東京都の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・チラシ等作製費	100	100	100	100	100
・チラシ郵送費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・研究・研修費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、東大和市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	